

「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、「温泉施設利用券」と「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。

下記巡回交付日程以外の日でも、福祉保健課で申請していただければ交付します(注1)。六郷・仙南出張所でも申請できますが、後日、ご自宅へ送付することになりますので、お手元に届くまでに時間が掛かります。

注意
ください

(注1) 下記巡回交付日は、それぞれの会場でしか交付できません。
(注2) 役場3階大会議室へは、エレベーターを利用することができます。

■巡回交付日程 当日は、たいへん混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

会場	巡回交付日	時間	券の交付に必要な物	
			本人が会場に来て申請する場合	代理人(同居家族含む)が申請する場合
美郷町役場3階 大会議室(注2)	4月 4日(月)	午前9時30分～午後3時	①印鑑 ②本人の健康保険証	①印鑑(本人・代理人分) ②本人(券を利用する方)の健康保険証 ③代理人の健康保険証 ④本人が署名押印した申請書 ※代理申請の場合、券の即日交付ができない場合があります。
	4月 5日(火)	午前9時30分～正午		
美郷町中央ふれあい館 ホール	4月 6日(水)	午前9時30分～午後3時		
	4月 7日(木)	午前9時30分～正午		
美郷町南ふれあい館 学習室	4月 8日(金)	午前9時30分～午後3時		
	4月 12日(火)	午前9時30分～正午		

※上記「券の交付に必要なもの」をお忘れの場合は、交付できません。

※事前に申請書が必要な方は、4月1日(金)より福祉保健課および六郷・仙南出張所で交付します。

■交付の内容

券の種類	内容	対象者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する 満65歳以上の方
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	

■平成27年度中に発行した券は4月からは使用できませんのでご注意ください。

若草色の温泉施設利用券	使用できません
桃色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

問・申 町福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907

介護用品を給付します

在宅介護者の負担軽減のため、介護用品を給付します。支給を希望される方は、介護保険被保険者証(または障害者手帳の写し)と印鑑をお持ちのうえ、下記へ申請してください。

対象者 ● 次の①または②に該当する方を介護している方(一人暮らしの場合は本人)

- ①要介護認定で要介護度4または5と認定された方
- ②特別障害者手当受給者または障害児福祉手当受給者

給付内容 ● 紙おむつ、尿取りパット

給付時期 ● 4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回

軽度生活援助事業のお知らせ

日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、軽度生活援助事業を行っています。利用を希望される方は印鑑をお持ちのうえ、下記へ申請してください。また、利用料の口座振替も利用できます。希望する方は下記へお問い合わせください。**冬場の除雪についても申請が可能です。**この事業は毎年申請が必要です。

対象者 ● おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや疾病等により軽度の生活援助が必要な方(町民税非課税世帯に限ります。)

事業内容 ● シルバー人材センターを利用して玄関先の除雪や家の周りの手入れなどを行う場合、利用額の9割を補助します。年間40時間が上限となります。

問・申

町福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907
みさと福祉センター(美郷町社会福祉協議会)
☎0187(85)2294

問・申

町福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907
美郷町シルバー人材センター(中央行政センター内)
☎0187(84)0307

「高齢者向け給付金」の申請を受付しています

「一億総活躍社会」の実現に向け、新たに、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します。支給対象者と見込まれる方には、申請書を郵送しています。

申請手続き等詳しくは、同封の通知をご覧ください。なお、右記の支給対象者の要件に該当する方で通知が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

支給額●支給対象者1人につき3万円

支給対象者●

平成27年度臨時福祉給付金の対象者(※)のうち、平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年/1952年4月1日以前に生まれた方)

※平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方。ただし、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されている方に扶養されている方などは除きます。

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日(日)から5月31日(火)までの春季緑化運動期間に合わせて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行います。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力をお願いします。

■募金の活用方法

皆さまから寄せられた募金は、全国的・国際的な活動への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援に活用されます。

緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施しており、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として「家庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

「美郷町危険空き家解体事業補助金」および「<あきぎん>空き家解体ローン」の活用について

町では、安全で安心なまちづくりを推進するため、町内にある**危険空き家の解体経費の一部を補助**しています。補助金の活用については、危険空き家であることの確認や準備しなければならない書類等がありますので、下記までお問い合わせください。

また、秋田銀行と連携し、**空き家の解体に必要な資金の融資制度**を設けていますので、こちらもご活用ください。

■「美郷町危険空き家解体事業補助金」とは

危険空き家の所有者等を対象に、解体する経費の3分の1以内(上限額30万円)を補助

■「危険空き家」とは

常時無人の状態により倒壊または倒壊の恐れがあり、使用不能と認められる空き家。また、倒壊等により人的および物的に重大な損傷を与えるなど、周辺環境を著しく阻害する空き家(主要道路等と建物の間隔など、危険空き家の確認事項あり)

■「<あきぎん>空き家解体ローン」とは

空き家等を解体する所有者等に対し、解体経費(事業性用途は除く)を融資します。

融資金額●10万円以上200万円以下

適用金利●変動金利 年2.000%

融資期間●6ヶ月以上5年以内

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903